

住宅セーフティネット制度について

1 公営住宅制度の概要

公営住宅は、憲法第 25 条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理
- 国の助成：整備費等：全体工事費の原則 50%（建設、買取り）又は共用部分工事費・改良費の 2/3 の原則 50%（借上げ）を助成
- 家賃低廉化：近傍同種家賃と入居者負担基準額との差額の原則 50%を助成
- 供給戸数は、昭和 46 年度をピークとして減少しており、今後の増加は見込めない。

2 新たな住宅セーフティネット制度の創設の背景等（H29 住宅セーフティネット法改正）

住宅確保要配慮者の現状

- 高齢者世帯の増加
- 外国人世帯、低額所得世帯、障害者手帳所持者など、多様な住宅確保要配慮者の増加
- 家賃滞納等への不安から入居拒否

住宅ストックの現状

- 人口減少に伴う中、公営住宅の大幅増は見込めない
- 空き家が増加

地方自治体の賃貸住宅促進計画策定制度創設

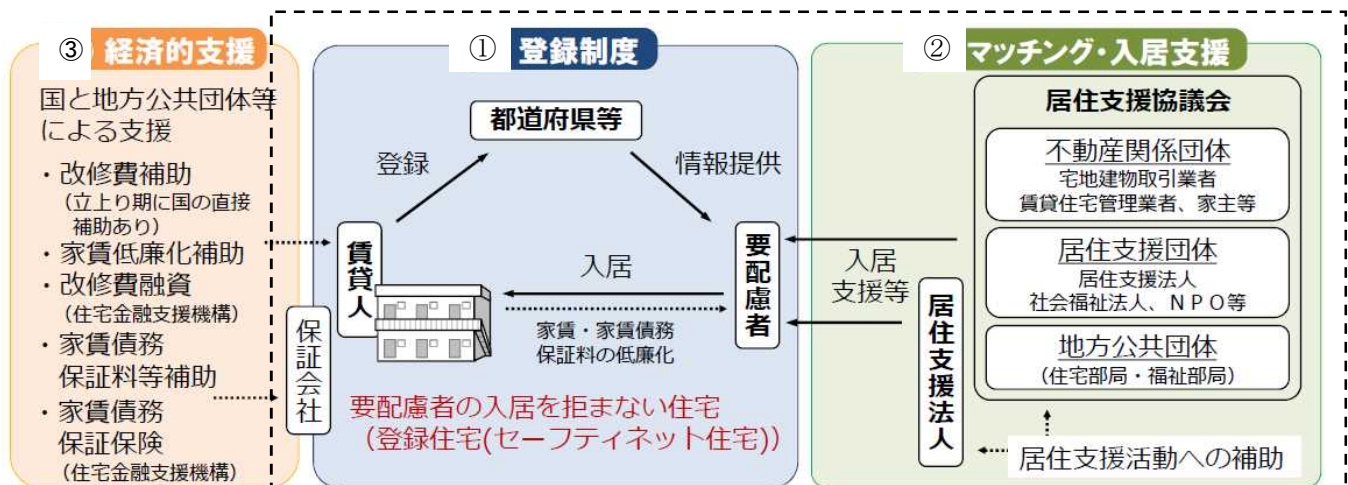
- 住宅確保要配慮者の拡充
- セーフティネット住宅の登録基準緩和等

⇒改正趣旨：空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

3 住宅セーフティネット制度の概要

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援
- ③ 登録住宅の改修・入居への経済的支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



※専用住宅が主

国交省 HP より